

広 域 利 用 実 施 協 定 書

北見市（以下「甲」という。）と〇〇〇市町村（以下「乙」という。）は、児童福祉法第56条の6第1項の規定に基づき、広域利用をする支給認定を受けた小学校就学前子ども（以下「広域利用児童」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、協定を締結する甲乙間（特別区を含む。以下同様。）において、広域利用児童の教育・保育施設等の利用に関し、必要な手続き等について定めるものとする。

（広域利用の実施）

第2条 広域利用児童の支給認定、利用の申込みの受付及び審査は、甲が行うものとし、甲は、この協定により広域利用を実施しようとする場合は、乙に対し、広域利用に係る協議書により協議しなければならない。

2 乙は、前項の協議を受け、広域利用を承諾又は不承諾する場合は、甲に対し、その旨を通知するものとする。

ただし、広域利用不承諾となったものについては、その後も協議のあった年度内において、継続して協議の対象とする。

3 甲は、前項の通知を受けた場合は、広域利用児童の保護者に対し、広域利用の承諾又は不承諾を通知するものとする。

4 乙は、甲の請求に基づき、広域利用児童が利用する教育・保育施設等の利用定員、国の定める公定価格の算出等に必要な書類を提出しなければならない。

（広域利用の解除）

第3条 協定の解約に係る広域利用児童の保護者からの広域利用の解除の受付は、甲が行うものとする。

2 甲は、広域利用を解除する場合は、乙に対し、広域利用の解除を通知するものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 この協定の期間満了前に甲乙いずれかが協定の解約をしない場合は、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間有効とし、以後もまた同様とする。

（保育料の徴収）

第5条 広域利用の児童に係る保育料は、実施権者が児童の保護者より徴収する。

ただし、保護者と直接契約を行う認定こども園等に関しては、この限りではない。

（運営費）

第6条 広域利用の児童に係る運営費は、国の定める公定価格、及びその他運営に係る経費とする。

2 実施権者は、受入権者又は受入を行う教育・保育施設を運営する法人等からの運営費請求に基づき、速やかにこれを支払うものとする。

（国及び都道府県への報告等）

第7条 広域利用の児童に係る福祉行政報告例等の報告は、実施権者が行うものとし、特別保育事業等の報告は、受入権者が行うものとする。

（その他）

第8条 この協定書に定めのない事項及び協定事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙